

平成30年度

土地・建設産業局関係  
予 算 概 要

平成30年1月

国土交通省土地・建設産業局

# 目 次

I . 土地・建設産業局関係予算総括表 . . . . .	1
II . 土地・建設産業局関係予算の基本方針 . . . . .	2
III . 主要施策	
1 . 不動産情報インフラの整備	
(1) 地籍整備の推進 . . . . .	3
(2) 不動産情報の整備・提供の充実等 . . . . .	7
2 . 不動産市場の環境整備	
(1) 不動産ストックの利活用・流通活性化の推進 . . . . .	10
(2) 良好なストック形成のための不動産投資の推進 . . . . .	12
3 . 建設市場の環境整備 . . . . .	14
4 . 建設産業・不動産業の海外展開の推進	
(1) 建設・不動産企業のための海外ビジネス環境の整備 . . . . .	22
(2) 建設・不動産企業のための海外ビジネス機会の創出 . . . . .	23

# I. 土地・建設産業局関係予算総括表

(単位：百万円)

区 分	30年度	前年度 予算額	倍 率
	(A)	(B)	(A/B)
<b>1. 不動産情報インフラの整備</b>	16,298	15,811	1.03
(1) 地籍整備の推進	11,313	11,410	0.99
うち・地籍調査の推進	10,800	10,800	1.00
※この他、復興関係経費 176百万円がある。			
・地籍調査の基礎的情報を整備する基本調査の実施	200	390	0.51
・民間等の測量成果を活用した都市部における地籍整備の推進	129	90	1.43
・ICTを活用した地籍調査の効率化に向けた環境整備	70	0	皆増
(2) 不動産情報の整備・提供の充実等	4,985	4,401	1.13
うち・地価公示の着実な実施	3,691	3,691	1.00
<b>2. 不動産市場の環境整備</b>	196	195	1.01
うち・空き家・空き地等の流通・活用の促進	95	120	0.79
・民泊管理業の健全な発展に係る環境整備	15	14	1.10
・不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進	58	0	皆増
・環境性、快適性等に優れた不動産への投資促進に向けた環境整備	15	0	皆増
<b>3. 建設市場の環境整備</b>	581	496	1.17
うち・建設業の働き方改革の推進	116	50	2.34
・建設職人の安全・健康の確保の推進	20	0	皆増
・専門工事企業に関する評価制度の構築に向けた検討	19	0	皆増
・地方の入札契約改善推進事業	96	70	1.38
・地域建設産業における多能工化の推進	60	0	皆増
<b>4. 建設産業・不動産業の海外展開の推進</b>	104	102	1.02
<b>5. その他</b>	257	238	1.08
<b>合 計</b>	<b>17,436</b>	<b>16,841</b>	<b>1.04</b>

(注1) 上記の「地籍調査の推進」経費は、地籍調査費負担金(6,200百万円)及び社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分(4,600百万円)である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、合計及び倍率は、一致しない場合もある。

## Ⅱ. 土地・建設産業局関係予算の基本方針

平成30年度土地・建設産業局関係予算においては、国民生活・経済の基礎的な制度インフラである地籍整備、地価公示等の着実な推進を図りつつ、空き家・空き地等の流通・活用促進、民泊管理業の健全な発展に係る環境整備、不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進、環境性、快適性等に優れた不動産への投資促進に向けた環境整備、働き方改革の推進、担い手の確保・育成及び生産性向上の推進を通じた建設産業の活性化、並びに建設産業・不動産業の国際化の推進に重点的に取り組む。

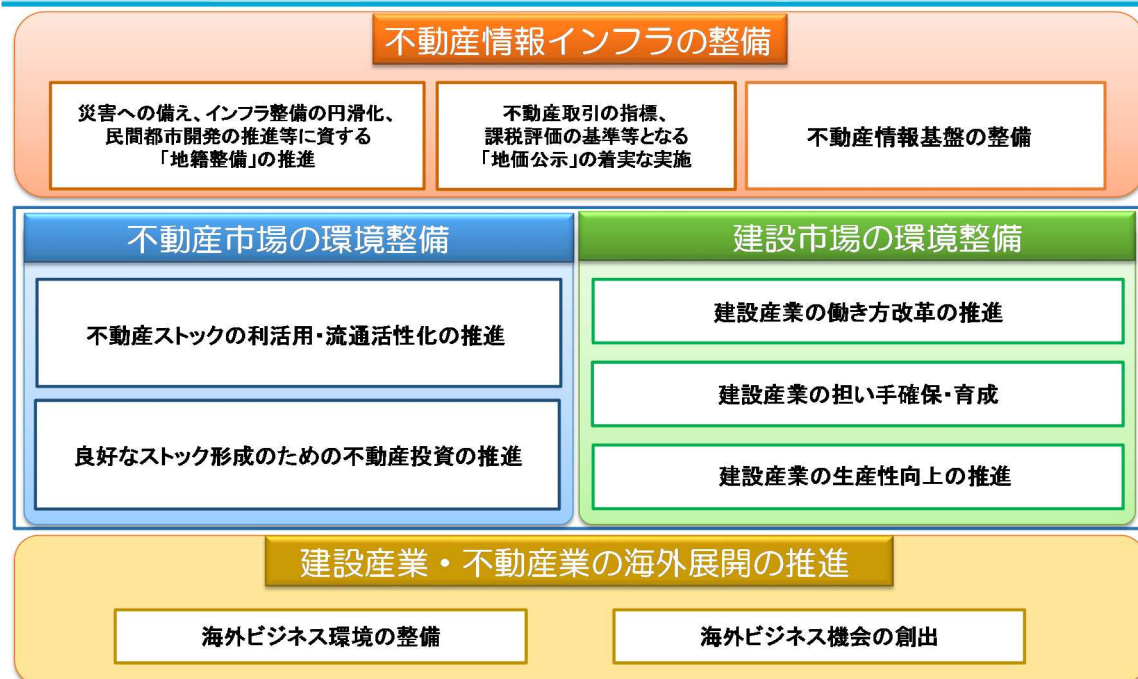
### 一般会計

総 額：17,436百万円（1.04）

### 東日本大震災復興特別会計

総 額：176百万円

### 土地・建設産業局関係予算の全体像



### Ⅲ. 主要施策

#### 1. 不動産情報インフラの整備

##### (1) 地籍整備の推進

### 地籍調査の推進

**10,800百万円（前年度10,800百万円）**

※ 上記の金額は、地籍調査費負担金（6,200百万円）及び社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分（4,600百万円）である。

※ この他、復興関係経費（復興庁計上176百万円）がある。

市町村等が行う地籍調査（一筆毎の土地について境界、面積等を調査・測量し、正確な土地境界情報を示す地籍図等を作成。平成28年度末での進捗率は52%）について、インフラ整備や防災対策、都市開発等の推進の観点から、より必要性・緊急性の高い地域における地籍調査を重点的に支援し、効果的な土地境界等の整備を推進する。

#### <内 容>

市町村等が実施する地籍調査の経費の一部に対して、負担金を交付する。交付にあたっては、以下の施策と連携する地籍調査を重点的に支援する。

- インフラ整備の円滑化を目的とした地籍調査
- 地震や土砂災害等に対する防災対策の推進を目的とした地籍調査
- 都市開発等の活性化を目的とした地籍調査
- 森林施業の円滑化や再生可能エネルギーの利活用を目的とした地籍調査

<p><b>地籍調査とは</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国土調査法に基づき実施</li> <li>● 主な実施主体は市町村</li> <li>● 一筆毎の土地の境界や面積等を調査</li> <li>● 成果は登記所にも送付され、登記簿を修正し、登記所備付地図になる</li> </ul>		<p><b>【地籍調査の負担割合】 （市町村実施の場合）</b></p> <div style="text-align: center;"> <p>都道府県 25%    市町村 25% 国:50%</p> </div> <p><small>特別交付税措置により、都道府県・市町村の負担は各々実質5%</small></p>
---	--	--

地籍調査の主な効果		
地籍調査を実施し、 <u>正確な土地の基礎的情報（境界、面積等）</u> を明確にすることで、様々な効果が創出		
<p style="text-align: center;"><b>インフラ整備の円滑化</b></p> <p>地籍調査が実施済であれば、事業計画の策定や用地調整の円滑な実施が可能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">インフラ整備の主な工程</p> <p style="text-align: center;">事業計画</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">用地調整</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">工事の着工</p> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">①用地リスクを考慮した計画策定が可能 ②土地所有者との境界に関するトラブルを軽減</p>	<p style="text-align: center;"><b>事前防災対策の推進 災害復旧・復興の迅速化</b></p> <p>地籍調査が実施済であれば、土地の境界の確認が円滑に行われるため、事業期間が大幅に縮減</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">防災集団移転促進事業の事例 （宮城県名取市下増田地区）</p> <p style="text-align: center;">実施    約7カ月    ←【期間短縮効果】→    半年～1年</p> <p style="text-align: center;">未実施    約1～1年半（推計）</p> </div>	<p style="text-align: center;"><b>民間都市開発の推進</b></p> <p>地籍調査が実施済であれば、関係者が合意し易く、民間都市開発の円滑な実施が可能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">民間開発事業に 長期間を要した事例</p> <p style="text-align: center;">六本木ヒルズでは 地籍調査が未実施</p> <p style="text-align: center;">約400筆の境界調査 に4年もの歳月</p> </div>

## 地籍調査の基礎的情報を整備する基本調査の実施

200百万円（前年度390百万円）

地籍調査の進捗率は、全国（平成28年度末で52%）と比較して、都市部では24%、山村部では45%と遅れていることから、防災対策等の観点から市町村等による都市部・山村部での地籍調査を促進するため、特に必要性が高い地域において、地籍調査に先行して必要な境界等の基礎的情報を国が整備する。

### <内 容>

#### ○都市部官民境界基本調査の実施

都市部において、南海トラフ巨大地震による津波浸水被害想定地域等の早急な地籍調査の実施が必要な地域で、国が道路等と民有地の境界情報を整備する。

#### ○山村境界基本調査の実施

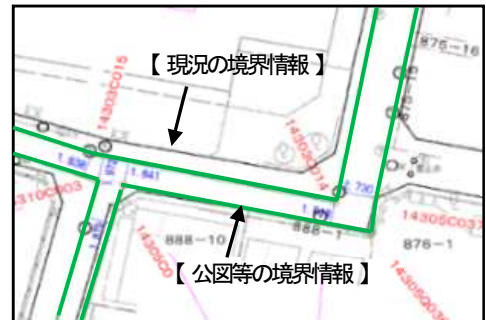
山村部において、土砂災害警戒区域等の早急な地籍調査の実施が必要な地域で、国が三筆境などの主要な境界情報を整備する。

#### 都市部官民境界基本調査の概要

道路等と民有地の境界について、現況の測量等を行った結果や公図、道路台帳附図等が示す境界情報を図面等にまとめる調査



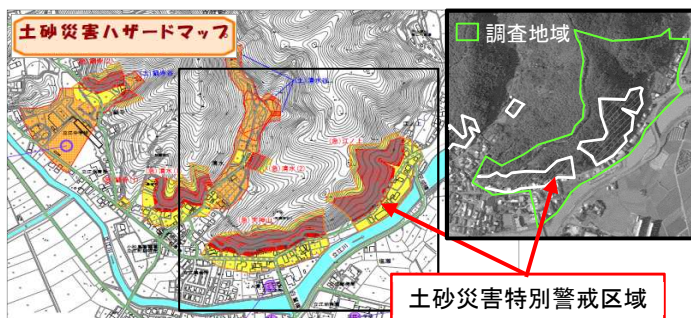
〔南海トラフ巨大地震による津波浸水被害想定地域〕



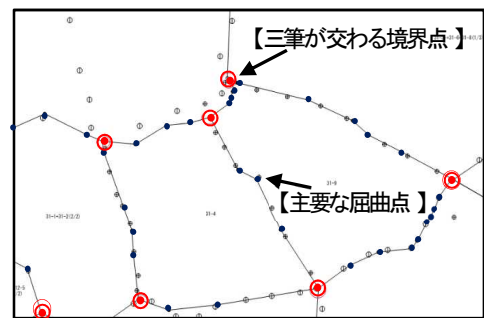
〔現況と公図等による境界の相違等を示す図面〕

#### 山村境界基本調査の概要

公図や現地精通者等から収集した三筆境などの主要な境界情報を整理して図面等にまとめる調査



〔土砂災害警戒区域等での調査(イメージ)〕



〔主要な土地境界情報を整理した図面〕

# 民間等の測量成果を活用した都市部における地籍整備の推進

**129百万円**（前年度90百万円）

地籍整備が特に遅れている都市部においては、都市開発や防災対策等に寄与する観点から、地籍整備の一層の推進が求められている。このため、地籍調査以外の民間事業者や地方公共団体の公共事業部局等が作成する測量成果を地籍整備に活用するための支援を行う。

## <内 容>

民間事業者等が積極的に国土調査法 19 条 5 項指定を申請できるように、指定申請に必要な測量・調査、成果の作成にかかる経費に対して、補助金を交付する。

### 【国土調査法第 19 条第 5 項指定】

土地に関する様々な測量の成果について、その精度・正確さが地籍調査と同等以上の場合には、当該成果を地籍調査と同様に取り扱えるよう国土交通大臣等が指定する制度



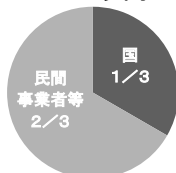
### 【地籍整備推進調査費補助金】

**事業主体**：民間事業者、地方公共団体  
**地域要件**：人口集中地区又は都市計画区域  
**対象経費**：19条5項指定に必要な測量・調査に要する経費  
 （調査計画等策定、境界情報等整備、成果等作成）

**補助率**：

#### 民間事業者等(直接補助)

1/3 以内



#### 民間事業者等(間接補助)

1/3 以内※



#### 地方公共団体(直接補助)

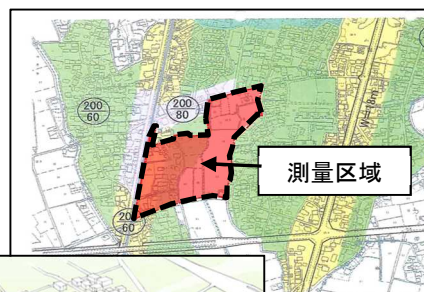
1/2 以内



※ただし地方公共団体の補助する額の1/2が限度

### 【民間開発事業での活用事例】

**調査実施地区**：F 県 O 市  
**調査面積**：3.3 ha  
**調査内容**：民間開発事業者が駅前の住宅地開発事業を行うため、測量・調査、成果の作成を実施



# ICTを活用した地籍調査の効率化に向けた環境整備

70百万円【新規】

都市部においては、都市開発や防災対策等の観点において、地籍整備を早急を実施する必要があり、近年進展しているICT等の新たな技術を活用することで、官民境界の先行調査や地籍調査以外の民間測量成果等を活用した効率的な地籍調査を実施するための環境整備を行い、都市部の地籍調査をより一層推進する。

## <内 容>

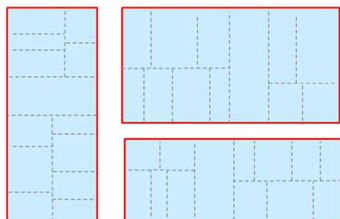
### ○地籍整備プラットフォーム・オープンデータサイトの構築

個々の土地取引や民間開発事業等で作成される地籍調査以外の民間測量成果等を蓄積・共有するためのシステムを構築するとともに、蓄積した民間測量成果等を有効に活用した効率的な地籍調査手法を確立する。

### 民間測量成果等を活用した効率的な地籍調査

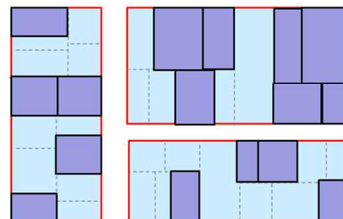
#### ① 官民境界を先行的に整備

民地と道路等の境界(官民境界:—)を先行的に調査し、位置の基準を整備



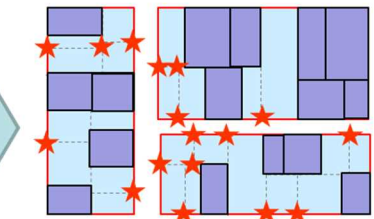
#### ② 民間測量成果等の蓄積

官民境界の位置座標と整合のとれた民間測量成果等(■)を蓄積



#### ③ 民間測量成果等を活用した地籍調査

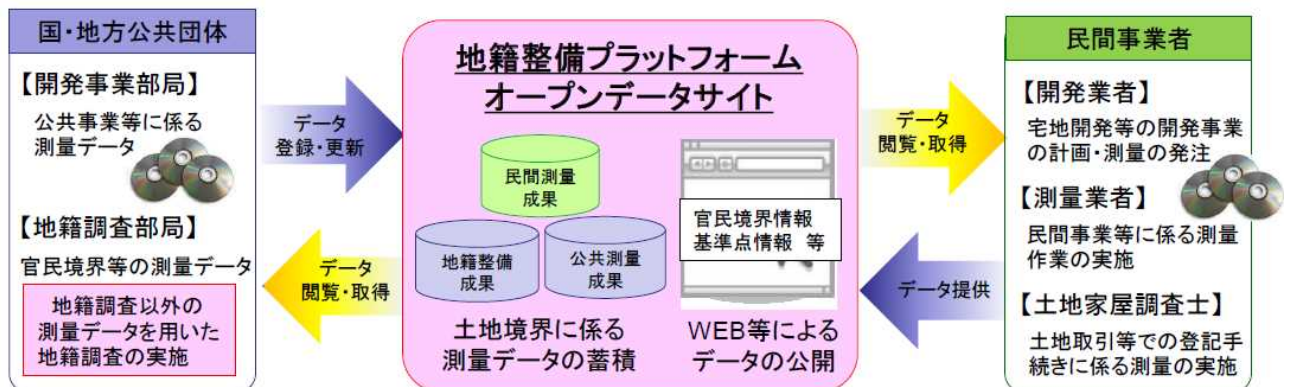
民間測量成果等がない境界(★)のみ調査を実施し、調査に係る作業を軽減



民間測量成果等が存在する土地は調査・測量を省略

全ての土地境界を調査する従来の地籍調査に比べ、立会いや測量に係る負担が大幅に軽減し、より広い面積を効果的に調査可能

### プラットフォーム・オープンデータサイトの構築





## (2) 不動産情報の整備・提供の充実等

### 地価公示の着実な実施

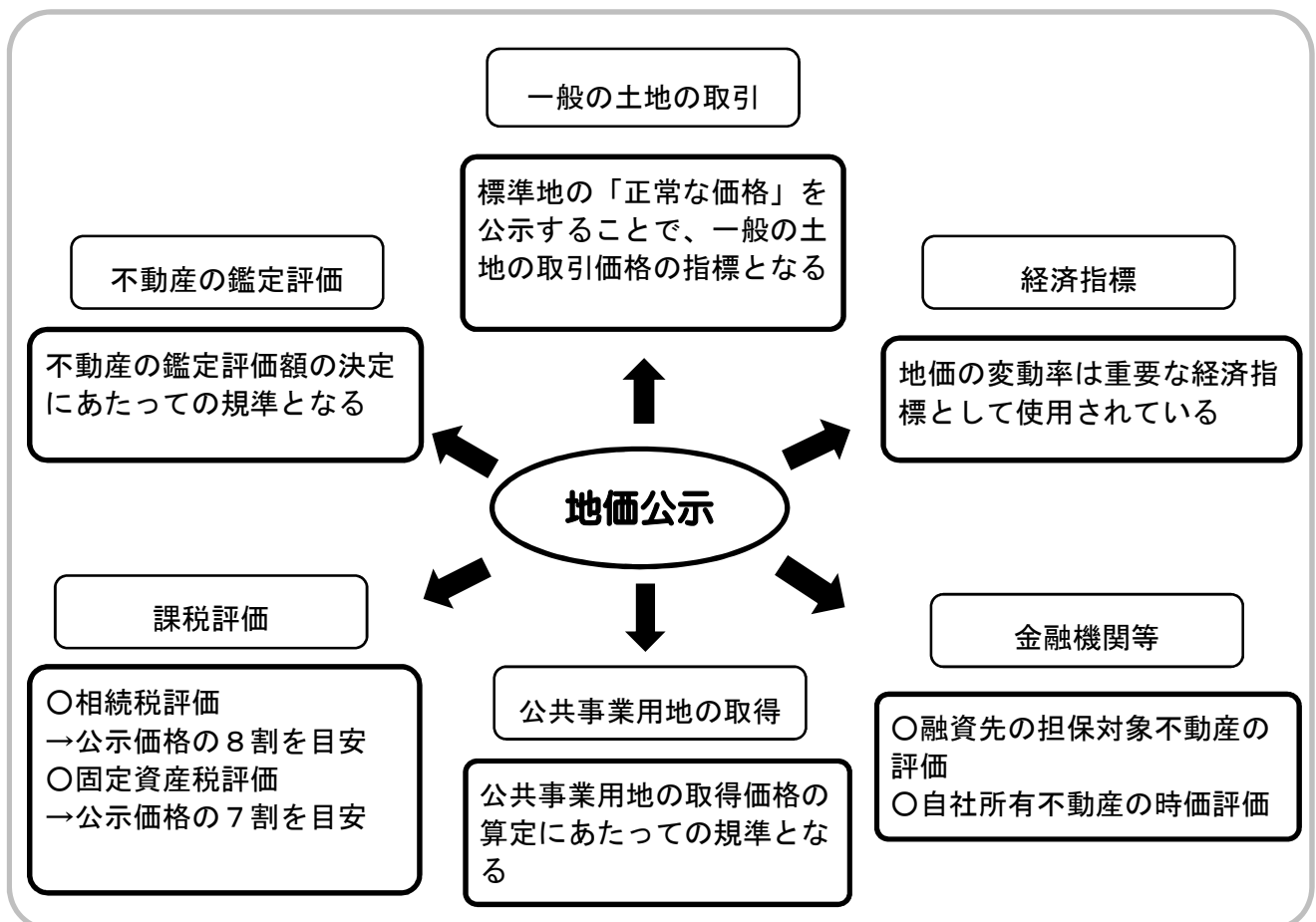
**3, 691百万円**（前年度3, 691百万円）

不動産取引の指標や課税評価の基準等の役割を担う重要な制度インフラである地価公示について、その役割を十分に果たすため全国26,000地点で着実に実施する。

#### <内 容>

##### ○地価公示

- ・地価公示法に基づき実施
- ・全国に26,000地点の標準地（調査地点）を設置し実施
- ・1月1日時点における標準地の価格を3月に官報にて公表



# 不動産取引価格情報の提供

**226百万円（前年度246百万円）**

不動産市場の透明性向上・取引の活性化を図るため、不動産の取引当事者へのアンケート調査を実施し、その調査結果をもとに、不動産の実際の取引価格に関する情報について、四半期毎に、国土交通省ホームページにおいて提供を行う。

## <内 容>

### ○不動産取引価格情報の提供

- ・対象物件の種類：更地（宅地）、建付地、中古マンション 等
- ・情報提供項目：所在地、取引価格、土地の面積・形状、建物の用途・構造、延床面積、建築年、最寄駅、今後の利用目的 等
- ・提供件数：約 315 万件（H18.4～H29.10 累計）

不動産取引価格情報検索 土地総合情報システム

1 時期を選ぶ  
取引時期  
平成29年第1四半期 (過去1年層を含む)

2 種類を選ぶ  
宅地 中古マンション 建付地 更地

3 地域を選ぶ  
住所から探す (地図を載せます) 路線・駅名から探す

この条件で検索

土地取引価格の概況 Webの見方 ENGLISH ご意見・ご感想

詳細表示	所在地	地域	最寄駅		土地			今後の利用目的	前面道路			都市計画	建ぺい率	容積率	取引時期		
			名称	距離	取引総額	坪単価	面積		m <sup>2</sup> 単価	形状	幅員					種類	方位
1	千代田区一番町	住宅地	半蔵門	1分			95m <sup>2</sup>	180万円	不整形	その他	9.2m	区道	北東	2種住居	60%	400%	H28/10-12月
2	千代田区鍛冶町	商業地	神田(東京)	2分			90m <sup>2</sup>	200万円	長方形	住宅	11.0m	区道	北東	商業	80%	600%	H29/01-03月
3	千代田区神田和泉町	商業地	秋葉原	2分			40m <sup>2</sup>	200万円	長方形	店舗	3.5m	私道	西	商業	80%	500%	H28/10-12月

## 不動産価格の動向指標の提供

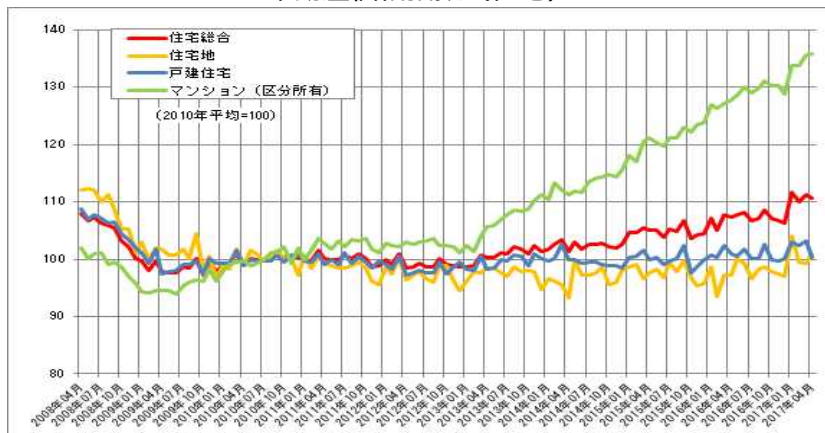
**50百万円**（前年度63百万円）

不動産価格の動向を把握し、金融・マクロ経済政策へ活用するとともに、不動産市場の透明性向上・取引の活性化を図るため、不動産価格指数（住宅・商業用不動産）の提供を行う。また、IMFより発表が予定されている不動産価格指数の国際指針を踏まえ、成約賃料や空室率等、不動産市場の動向の多角的な分析に資する指標の開発に向けた検討を行う。

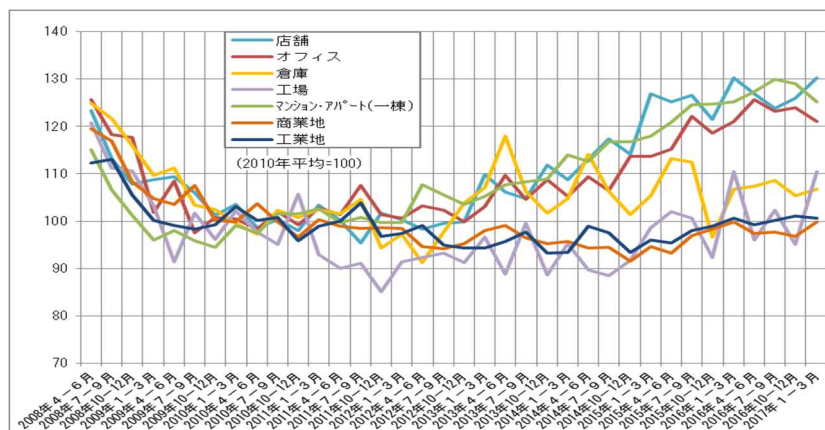
### <内 容>

- 不動産価格指数（住宅・商業用不動産）の安定的な運用
  - ・指数算出用のデータ整備
  - ・算出システムの保守 等
- 成約賃料や空室率等、不動産市場の動向の多角的な分析に資する指標の開発に向けた検討
  - ・推計手法等の検討
  - ・算出結果の妥当性の検証 等

不動産価格指数（住宅）



不動産価格指数（商業用不動産）



## 2. 不動産市場の環境整備

### (1) 不動産ストックの利活用・流通活性化の推進

#### 空き家・空き地等の流通・活用の促進

95百万円（前年度120百万円）

本格的な人口減少社会を迎え、有効活用されずに放置される空き家・空き地は増加傾向にあり、その対策は喫緊の政策課題となっている。

このような遊休不動産について、空き家・空き地バンク等を活用したマッチング支援等、地域連携等による新たな需要の創出や流通促進等を支援する。また、空き地等を地域資源として活用しているような先進的な取組への支援やそのノウハウの横展開を行うとともに、所有者不明土地の公共的目的のための利用の円滑化を促す。これらにより、空き家・空き地の有効活用を促進し、社会全体の生産性向上等を推進する。

#### <内 容>

##### ○空き家等の流通・活用促進

- ・地方公共団体等と連携して空き家等の流通促進を図る不動産業団体等によるモデル的な取組を支援

##### ○空き地の活用促進等

- ・地域のNPO法人等による空き地の活用（所有者不明土地問題に係る事案を含む）に向けた先進的な取組への支援、ノウハウの収集・分析、横展開等の実施
- ・所有者不明土地の公共的利用を可能とする新たな仕組みの実施に向けた周知等

#### 施策イメージ

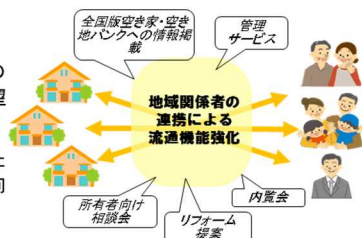
##### 空き家等の流通・活用促進

##### ○空き家等の流通・活用促進に係る活動支援

地方公共団体等と連携して地域の不動産ストックである空き家等の流通・活用促進を図る不動産業団体等のモデル的な取組を支援。

##### 〔対象となる取組例〕

- ・リフォーム事業者との連携による移住希望者向けリフォーム提案
- ・空き家を未然に防ぐための遠隔地居住者向け相続不動産相談



移住希望者向け内覧会



趣味の部屋としての貸出し提案

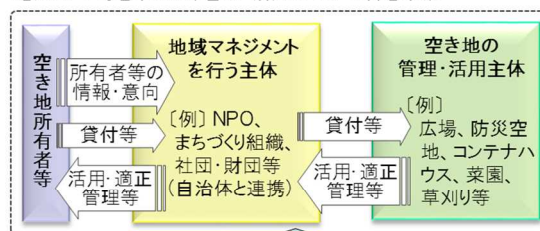
##### 空き地の活用促進等

##### ○空き地活用の先進的取組の支援、取組の横展開等

地域での空き地の共同管理・共用空間化や所有者不明土地が含まれる場合の取扱い等、先進的な取組に対し、NPO等が行う計画策定や地域の合意形成等を支援。優良な事例について、ノウハウの収集・分析等を行い、取組の横展開等を図る。

##### 〔スキーム例〕

地元NPO等を中心に、管理・活用について合意形成



専門家によるサポート、事業計画の策定、空き地所有者や地域住民との合意形成等に要する費用を支援

##### 〔活用イメージ〕

空き地を広場やコンテナハウス置場等として管理・活用



## 民泊管理業の健全な発展に係る環境整備

**1 5 百万円**（前年度 1 4 百万円）

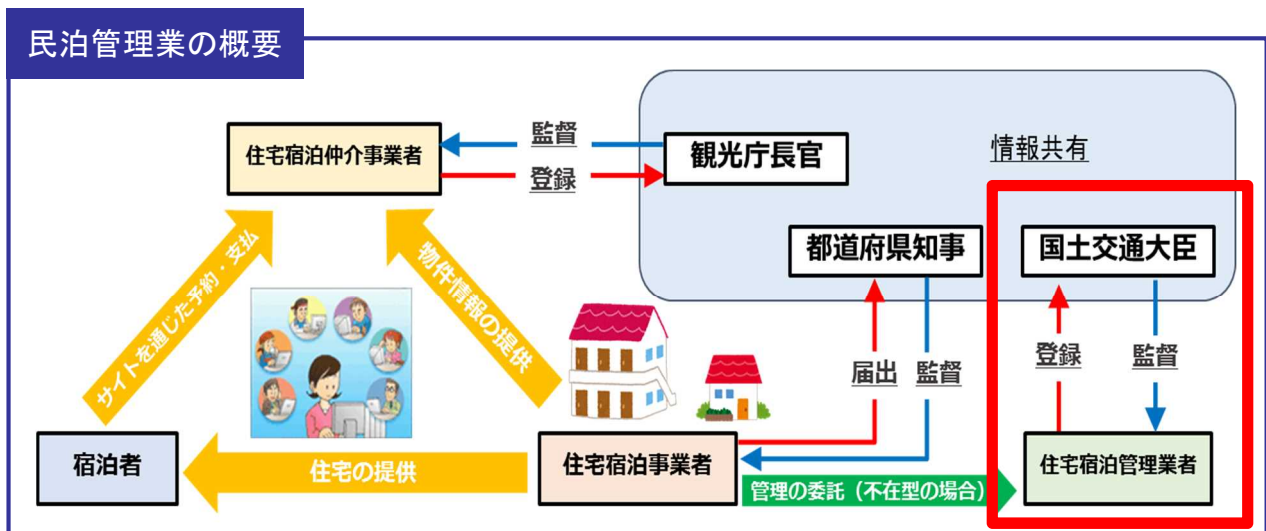
「観光立国推進基本計画」に掲げられた 2020 年訪日外国人旅行者数 4000 万人等の目標達成に向け、我が国の不動産ストックを宿泊施設などに利活用することが重要であり、今般制度化された民泊サービスについて健全な普及を図るため、住宅宿泊管理業者（民泊管理業者）の生産性向上・人材育成を図っていくことが重要である。

このため、民泊管理業者の確保に向けた環境整備として、多様な事業形態に応じた標準契約書や実務マニュアルの普及・啓発を図り、安全・安心かつ快適な民泊サービスの提供を促進する。

### <内 容>

#### ○民泊の管理業者の確保に向けた環境整備

- ・民泊管理の多様な事業形態に応じた標準契約書や実務マニュアルの普及・啓発を図るための各地域における説明・講習会の実施等



## (2) 良好なストック形成のための不動産投資の推進

不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進

58百万円【新規】

地域の不動産業者によるクラウドファンディング等を活用した空き家・空き店舗等の遊休不動産の再生を促進するため、小規模不動産特定共同事業に係る特例の創設等を内容とする不動産特定共同事業法の一部を改正する法律が第193回通常国会にて成立し、平成29年12月1日より施行された。

同制度を通じたより効率的・効果的な地方創生を図るため、地域の不動産業者等と不動産オーナーやまちづくり会社、公的不動産の活用に取り組む地方公共団体、地域金融機関、IT企業、地域活性化に取り組む者等との連携を強化し、地域の事業化ニーズを掘り起こして民間資金の円滑な供給を図り、新たな地域民間プロジェクトの立ち上げを加速する場の形成等を促進する。

<内 容>

### ○地域プラットフォームの開催支援

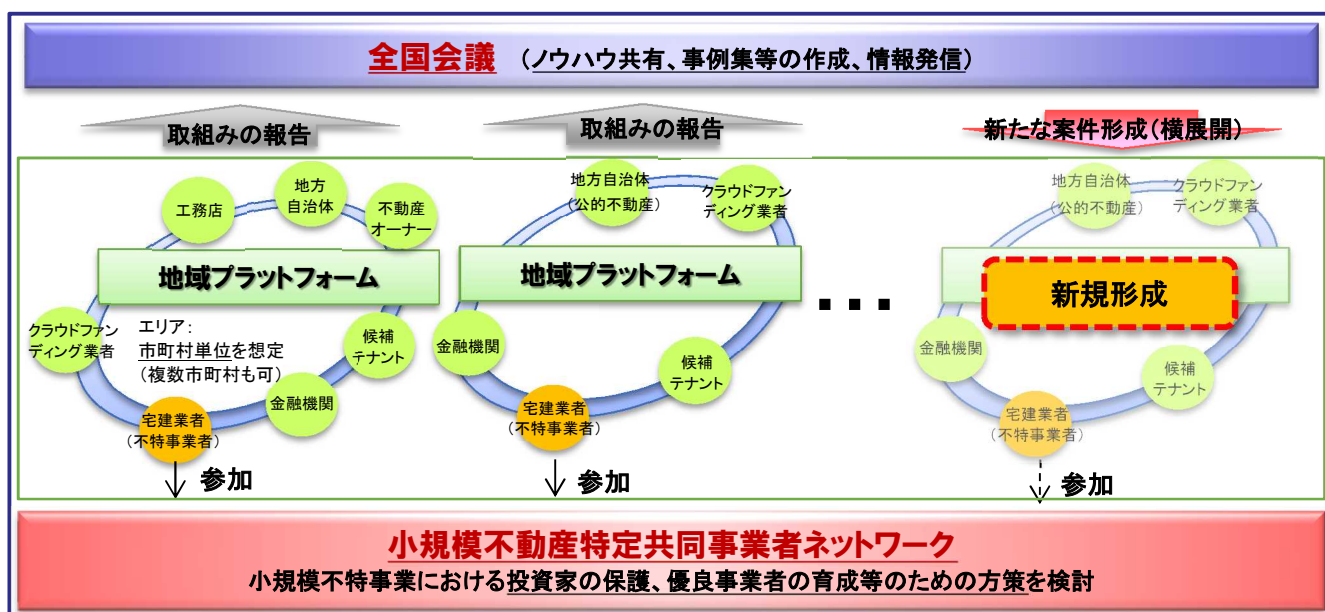
- ・各分野の専門家によるセミナーの開催等、地域の関係者の連携強化を図る場の形成促進

### ○各地域プラットフォームの代表者等からなる全国会議の開催支援

- ・各地域の取組みやノウハウの共有、事例集の作成等を通じて、全国へ情報発信・横展開するための仕組みの構築

### ○小規模不動産特定共同事業者ネットワークの形成支援

- ・小規模不動産特定共同事業に係る投資家保護のためのルールの策定や優良事業者育成のための方策等を検討する場の形成促進



- 空き家・空き店舗等を再生する先進地域を創出
- 優良な小規模不特事業者のネットワーク化
- ネットワークを通じた事業者等からのフィードバック等

他地域への横展開による全国的な普及  
投資家保護や優良事業者の育成、制度の活用を自律的に推進  
現場での課題等の実態をより反映した制度運用を図る  
(モデル約款、実務手引書の改訂等)

# 環境性、快適性等に優れた不動産への投資促進に向けた環境整備

## 1 5 百万円【新規】

近年、環境性、快適性及び健康性の向上や、働き方改革等への社会的要請が高まっており、不動産分野でもこれらの要請に対応するための環境整備を行うことが、国内外の投資家から求められている。

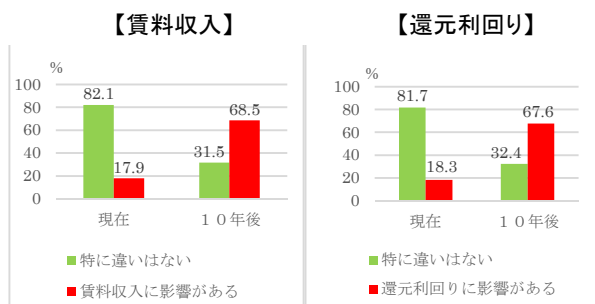
このため、我が国の不動産投資市場の成長を促進し、不動産の環境性等の品質を適切に不動産価格へ反映する仕組みを構築する。

### <内 容>

○環境性等に優れた不動産の評価の仕組みの構築に向けた検討

- ・ 諸外国における先進事例の調査
- ・ 投資家・金融機関（市場関係者）の認識・対応等についての調査
- ・ 不動産鑑定評価に盛り込むための統一的な手法の構築

### 環境性等の高い不動産の賃料収入・還元利回り



出典:「第34回不動産投資家調査・特別アンケート」  
((一財)日本不動産研究所)

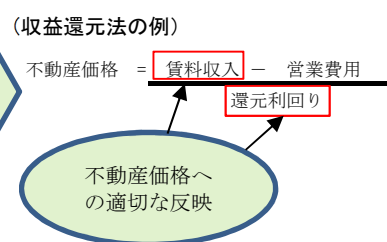
### 不動産鑑定評価への反映(イメージ)

#### 【評価する不動産の品質】

省エネルギー性	(環境性)
快適温度・湿度	(快適性)
騒音	( " )
照明・採光	( " )
屋内空気質	(健康性)
飲料水水質	( " )

反映

#### 【不動産価格の算定】



### 3. 建設市場の環境整備

#### 建設業の働き方改革の推進

**116百万円**（前年度50百万円）

総理、関係閣僚及び有識者から構成される「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が策定され、罰則付き時間外労働の上限規制を導入する等の長時間労働の是正等を内容として労働基準法を改正することや、建設業についても、改正法施行の5年後に、他産業と同様に罰則付き時間外労働の上限規制を適用することが盛り込まれた。

「働き方改革実行計画」の決定を踏まえ、建設業における長時間労働是正等に向けて関係者が総力を挙げて取り組むことが必要であり、以下のとおり重点的な対策を講じる。

#### <内 容>

##### ○民間発注工事等における働き方改革の推進

民間発注団体や建設業団体、関係府省等と連携した関係者による推進体制を構築し、公共工事における取組（週休2日を前提とした適正な工期設定、施工時期の平準化、施工のICT化等）が民間発注工事等においても浸透するよう、以下の施策を実施。

- ・民間発注工事等における工期の設定方法や発注手続の現状等について、実態に関する調査を実施
- ・週休2日確保や工期適正化等に取り組む民間発注者を対象に先導的モデル事業を実施し、工期改善等に際しての課題の抽出や解決に向けた検討を実施
- ・実態調査や先導的モデル事業等の成果を「適正な工期設定等のためのガイドライン」の見直し等へ適切に反映するとともに、関係団体の傘下の企業等に対する周知・啓発を実施

##### ○建設技術者の働き方改革の推進

常態化している現場技術者の長時間労働の是正に向けて、ICT技術等の進展を踏まえた現場労働時間の短縮・平準化に関する検討を行うとともに、これまでの効果的で優良な施工管理事例等を収集・整理し講習等を通じた普及を行う。



## ○建設業における女性の働き方改革の推進

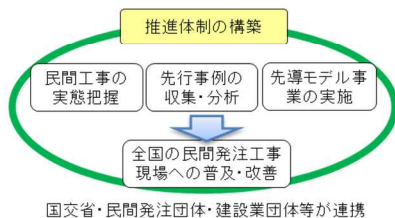
建設業における女性活躍推進のため、女性の入職・定着、育休後に復職しやすい職場環境への改善等に取り組む企業・団体に対して、専門家によるコンサルティングや講習会等を通じた課題解決のための支援を実施。

## ○建設業許可等の電子申請化に向けた検討

建設業許可や経営事項審査の手続きは、申請企業、許可行政庁双方にとって過大な負担となっていることから、書類作成等の負担を軽減し、企業・許可行政庁双方の働き方改革を実現する観点から、許可や経営事項審査の将来的な電子申請化に向けた調査検討を実施。

### 1. 民間発注工事等における働き方改革の推進

- 民間発注団体や建設業団体、関係府省等と連携した関係者による推進体制を構築
- 民間発注者を対象にした先導的モデル事業の実施を通じ、「適正な工期設定等のためのガイドライン」の普及・遵守に向けた環境を整備



### 2. 建設技術者の働き方改革の推進

特に現場技術者は長時間労働が常態化

- ・調査検討  
現場実務の見直しや書類作業時間の短縮等
- ・周知・啓発  
優良な施工管理事例の導入の手順や効果等

### 3. 建設業における女性の働き方改革の推進

長時間労働は、女性の技術者・技能者の入職・定着の大きな障害

- ・女性の入職・定着、育休後に復職しやすい職場環境への改善等に取り組む企業・団体に対して、専門家によるコンサルティング支援や講習会等を実施

	年間 実労働時間	年間 出勤日数
全産業 平均	1734時間	224日
建設業	2056時間	251日

技術者・技能者に占める  
女性の割合は、僅か3%

※毎月勤労統計調査

### 4. 建設業許可等の電子申請化に向けた検討

現場のみならず、建設企業全体の業務効率化を支援するという観点も重要

- ・建設業許可や経営事項審査などの申請事務に関する簡素化・電子化に向けた調査検討を実施

## 社会保険加入の徹底・定着

**23百万円**（前年度22百万円）

技能労働者の処遇改善による担い手確保と、適正に保険料を負担する企業による公平な競争環境の実現のため、平成24年度より建設業における社会保険加入対策に取り組んでいるところ。

これまでの取組により一定の成果が見られるものの、小規模事業者・労働者単位の加入や元請・下請間での法定福利費の確保といった課題に対応し、更なる社会保険加入の徹底・定着を図っていくための対策を実施する。

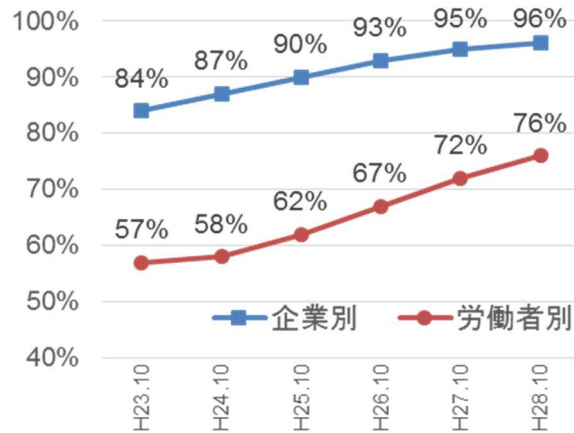
### <内 容>

- 法定福利費の支払い状況等に関する実態調査
- 建設キャリアアップシステム（※）を利用した加入徹底を図るため、システムの活用方法等について検討

※技能者の処遇改善等を図るため、技能者の就業履歴や保有資格等について、技能者に配布するICカードを通じて業界統一のルールで蓄積するシステム

### 社会保険加入率の推移

（雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3保険に全て加入している割合）



出典：公共事業労務費調査

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるが、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、建設工事の現場での災害により年間約400人もの尊い命が失われている。このような状況の下、平成28年12月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が成立（平成29年3月16日に施行）し、本法に基づく基本計画が6月9日に閣議決定された。

このため、上記の基本計画に基づき、建設工事従事者の安全・健康の確保の推進を図っていく。

<内 容>

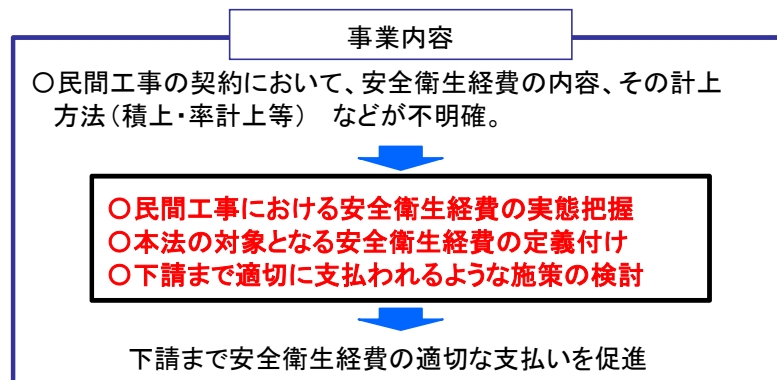
○安全衛生経費の適切かつ明確な積算、明示及び支払いの促進

- ・民間工事における安全衛生経費の実態把握
- ・本法の対象となる安全衛生経費の定義付け
- ・下請まで適切に支払われるような施策の検討

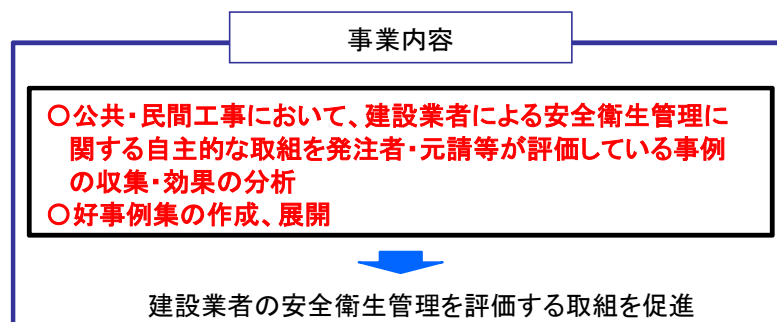
○建設業者等による自主的な取組の促進

- ・建設業者による安全衛生管理に関する自主的な取組を発注者・元請等が評価している事例の収集・効果の分析、好事例集の作成・展開

◎安全衛生経費の適切かつ明確な積算、明示及び支払いの促進



◎建設業者等による自主的な取組の促進



# 専門工事企業に関する評価制度の構築に向けた検討

19百万円【新規】

人材育成等に取り組み、施工能力等の高い専門工事企業が、単なる価格競争ではなく、正当に評価されるようにするため、専門工事企業の施工能力等を「見える化」（評価）する仕組みを構築するための調査・検討等を行う。

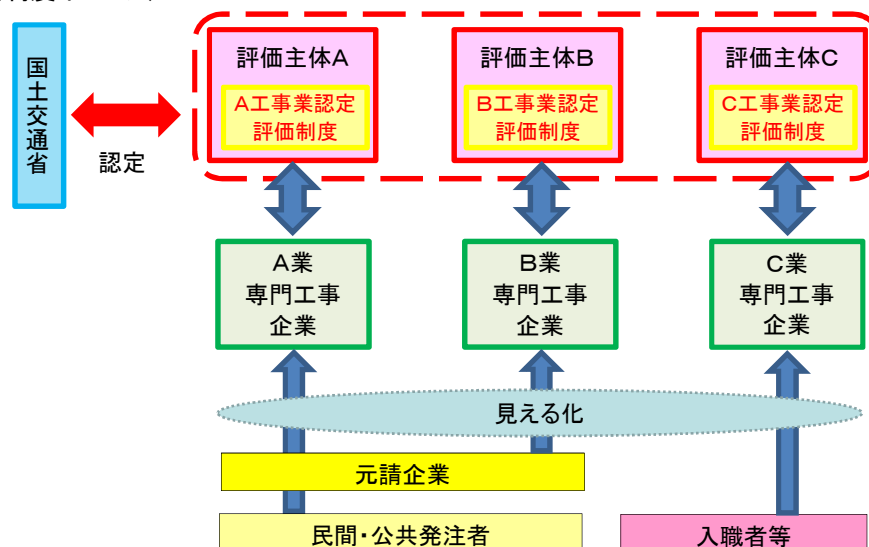
## <内 容>

- 元請企業等による専門工事企業の選び方やそのポイント等について実態を調査
- 有識者等からなる検討会を開催し、評価項目や手法等について検討・整理

## <専門工事企業の施工能力等の見える化の検討>

専門工事企業の施工能力等の見える化の項目イメージ	
○	所属する技能者の人数・評価 ※建設キャリアアップシステムに基づく技能者の能力評価と連動
○	建機の保有状況
○	安全衛生（無事故期間 等）
○	処遇・福利厚生（社会保険等への加入状況 等）
○	人材確保・育成（研修制度 等）
○	地域貢献（災害復旧、地域活動への貢献 等）
○	経営状況
○	その他 等

(制度イメージ)



※評価主体としては、専門工事業団体等が考えられる。

※国は評価の項目や手法についてのガイドラインを作成し、活用したい各団体(評価主体)が、業種の特性に応じて、当該ガイドラインをアレンジして使用することを想定。

# 建設分野の外国人材活用の適正化事業

**81百万円**（前年度80百万円）

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連等の建設需要に適確に対応するため、平成26年4月4日の関係閣僚会議において「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」がとりまとめられ、平成27年4月から当該緊急措置の対象となる外国人材の受入れが開始された。当該緊急措置では、適正な監理体制の構築が求められており、特定監理団体及び受入建設企業に対して巡回指導等を実施する「制度推進事業実施機関」の活用、外国人材の受入れ状況の実態把握調査、外国人建設就労者管理システムの運営の実施等を行うことにより、建設分野の外国人材活用の適正化を図る。

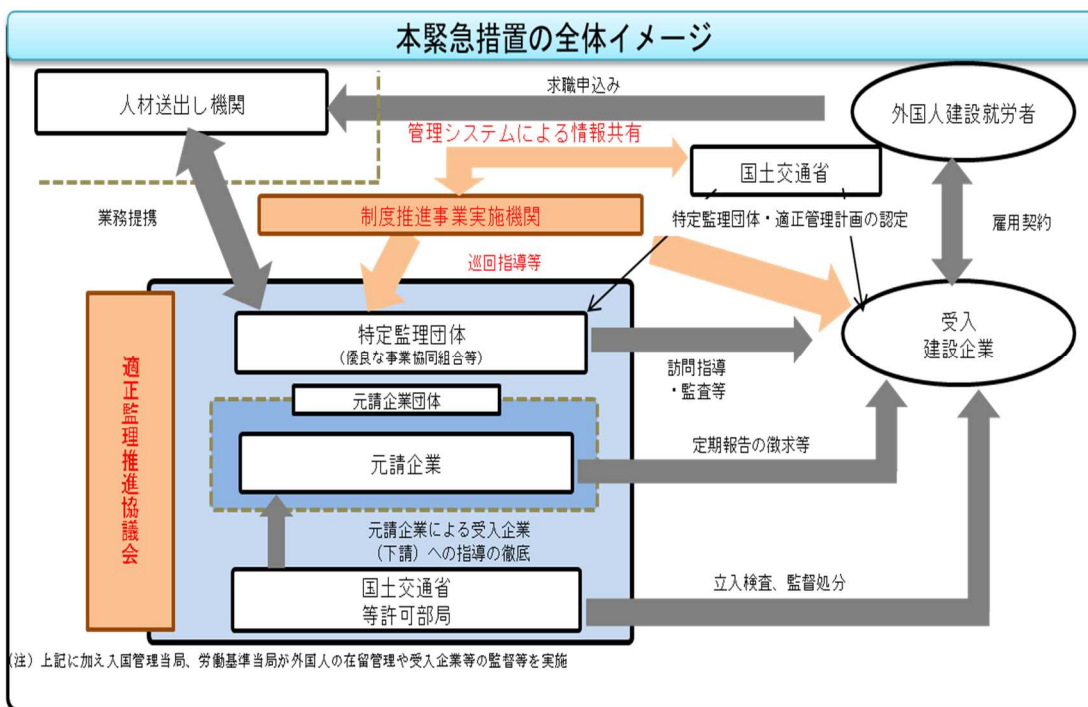
## <内 容>

### ○制度推進事業実施機関による巡回指導等

外国人建設就労者の受入建設企業、特定監理団体に対する巡回指導や受入状況（賃金水準等）に係る実態把握調査、適正監理推進協議会の運営等を実施

### ○外国人建設就労者管理システムの運営

国土交通省と制度推進事業実施機関の間のシステムによる受入情報共有



## 地方の入札契約改善推進事業

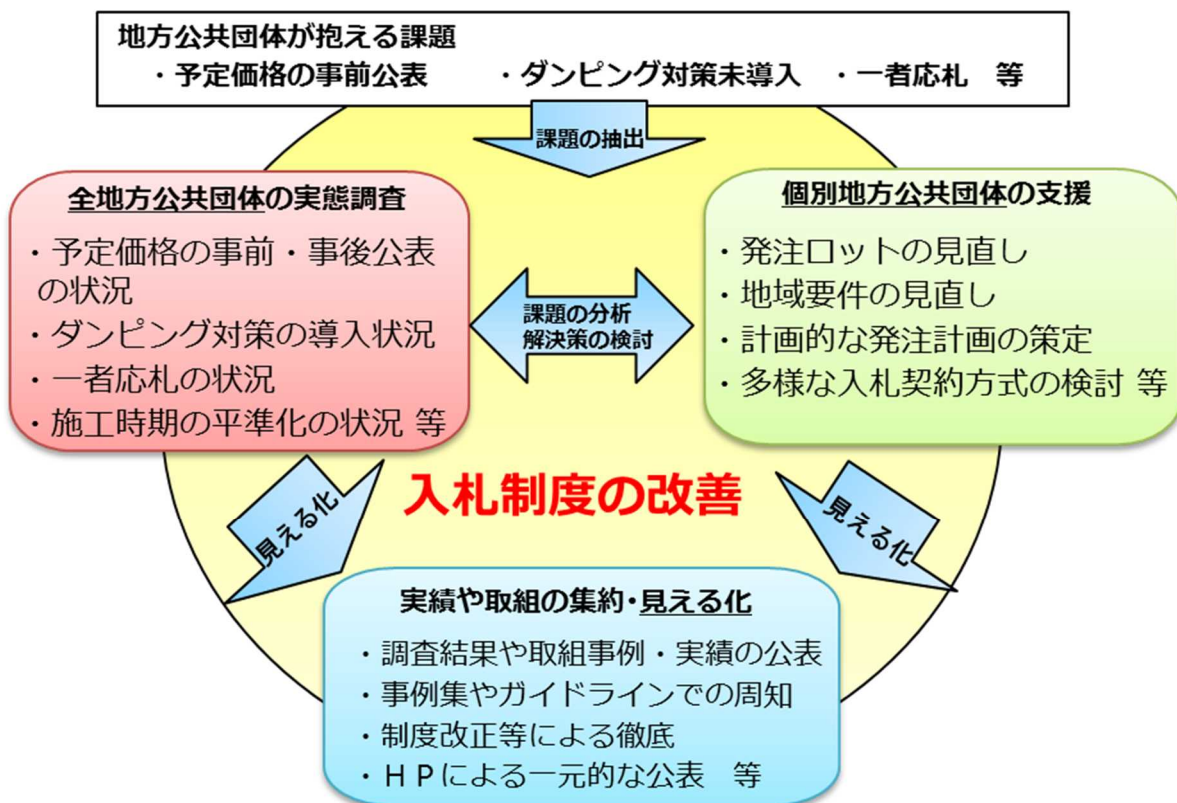
96百万円（前年度70百万円）

改正担い手3法の本格施行を受け、法の趣旨を現場レベルでより一層浸透させていくため、全ての地方公共団体に対して、予定価格の事前・事後公表やダンピング対策、一者応札等の状況について悉皆調査等を実施し、地方公共団体毎の取組を「見える化」とともに、個別の地方公共団体に対して、専門家派遣等を通じて実務的な支援を実施することにより、地方の入札契約の改善を図り、公共工事の将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を推進する。

### <内 容>

- 担い手3法に基づく取組全般の悉皆調査
  - ・ 予定価格の事前・事後公表、ダンピング対策、一者応札等の取組の運用状況調査
- 地方の入札契約支援事業
  - ・ 入札契約の取組が遅れている地方公共団体に対する専門家派遣等による支援

### 取組の枠組み



## 地域建設産業における多能工化の推進

60百万円【新規】

中小・中堅建設企業の生産性を高めるためには、建設現場を担う技能者の専門技能の幅を広げることによる多能工化が有効である。

多能工の育成のためには、複数の中小・中堅建設企業が連携し、それぞれの職種の専門性・ノウハウを持ち寄り、共有していくことが必要であり、技能者間連携・企業間連携を図ることで、技能者の技能等を効率的に活用し、中小・中堅建設企業の生産性を向上させる。

### <内 容>

- 中小・中堅建設企業で構成するグループ等による多能工育成・活用計画の策定と実施を支援する「多能工化モデル事業」を実施
- 上記モデル事業の取組について、その成果や改善が必要なポイントを取りまとめ、多能工化に取り組む際の手法についての手引きを作成し、中小・中堅建設企業に幅広く周知・啓発

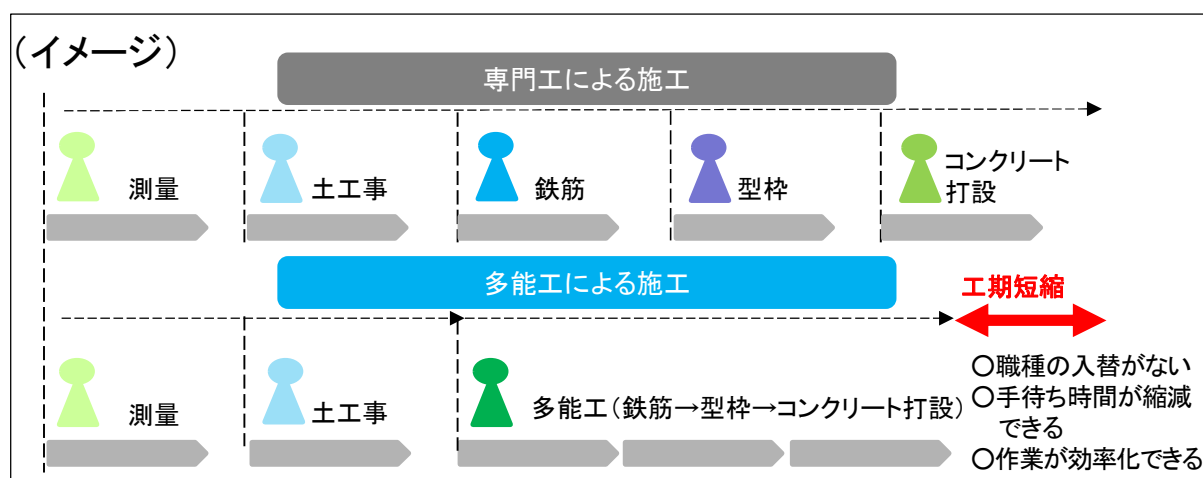
### 多能工化モデル事業の概要

対 象：中小・中堅建設企業で構成するグループ等

内 容：多能工育成・活用計画の策定と実施の支援

(例) 土木では鉄筋、型枠、コンクリート等の職種間での多能工化

建築では塗装、防水、内装等の職種間での多能工化



## 4. 建設産業・不動産産業の海外展開の推進

### (1) 建設・不動産企業のための海外ビジネス環境の整備

**27百万円**（前年度25百万円）

『未来投資戦略2017』や『インフラシステム輸出戦略』に基づき、「質の高いインフラ投資」を進め、「2020年に30兆円のインフラシステム受注を目指す」との政府目標を実現するためには、相手国政府との関係構築等により、建設・不動産企業の海外進出に向けた基盤強化を図ることが必要である。

このため、二国間建設会議等の開催による二国間の枠組の構築・関係強化や、新興国における我が国企業のビジネス環境改善につながる関連制度の整備・普及支援により、政府間でしかなし得ないビジネス環境の整備を推進する。

#### <内 容>

- 二国間の枠組の構築・関係強化
  - ・我が国にとって重要な市場における二国間建設会議等の開催
- 制度整備・普及支援
  - ・土地・建設関連制度の整備・普及促進を図るための現地セミナーの開催
  - ・制度整備・システム導入・人材育成をパッケージ化したモデルプロジェクトの支援
  - ・新興国の政府職員を招聘する研修の実施

### ビジネス環境整備

我が国建設・不動産企業の海外進出の基盤強化に向け、政府主導で環境整備を推進

#### 二国間の枠組の構築・関係強化

- ・我が国のプレゼンスを維持・向上させ、新規案件受注等につなげるため、我が国にとって重要な市場において、二国間建設会議等の二国間の枠組を構築し、関係を強化。



日・ベトナム建設会議

#### 制度整備・普及支援

- ・新興国の円滑なインフラ整備に貢献し、我が国企業のビジネス環境の改善を図るため、我が国の土地・建設産業に関連する制度を新興国に紹介し、その整備・普及を支援。
- ・関係機関と連携し、現地調査やシステム導入の実証、職員研修等を組み合わせ、モデルプロジェクトとして制度整備・システム導入・人材育成をパッケージで支援。
- ・新興国からの政府職員の人材育成に対する要望を踏まえ、新興国の制度整備のキーパーソンとなる人材(次期幹部候補)の招聘を実施。



建設関連制度セミナー(カンボジア)





## (2) 建設・不動産企業のための海外ビジネス機会の創出

77百万円（前年度76百万円）

建設産業・不動産産業の更なる海外展開を推進していくためには、ビジネス環境の整備とあわせて、中堅・中小企業の海外進出支援など、政府間の連携や政府の持つリソースを最大限活用した取組を進めていくことが必要である。

このため、独自の技術・ノウハウを有する中堅・中小企業のミッション団派遣等による支援、拠点国と連携した第三国への展開支援、相手国政府と連携した PPP プロジェクトへの参入支援により、民間企業による取組だけでは難しい新たなビジネス機会を創出する。

### <内 容>

- 中堅・中小企業の海外進出支援
  - ・必要な情報を提供するセミナーの開催、現地へのミッション団の派遣
  - ・企業の実務能力向上のための実務マニュアル作成、Eラーニングの実施
- 拠点国と連携した第三国への展開
  - ・拠点国企業とのマッチング等を目的としたセミナーの開催
- 相手国政府と連携した PPP プロジェクトの組成
  - ・PPP プロジェクトへの参入促進のための調査等の実施

### ビジネス機会創出

政府間の連携や政府の持つリソースを最大限活用し、新ビジネスの展開や独自の技術・ノウハウの売り込みを促進

#### 中堅・中小企業の海外進出支援

- ・独自の技術・ノウハウを有する中堅・中小建設企業の海外進出を促進するため、ミッション団の派遣等による支援を実施。
- ・企業の実務能力向上のため、実務的なノウハウやリスクマネジメント手法等を掲載した実務マニュアルを策定し、研修・Eラーニングを実施。
- ・中堅・中小不動産企業の海外進出を図るため、ターゲット市場の情報等を提供する投資誘致セミナーの開催等による支援を実施。



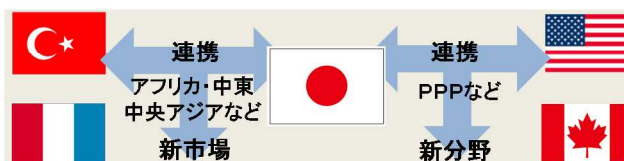
海外進出戦略セミナー



ビジネスマッチング

#### 拠点国と連携した第三国への展開

- ・我が国企業の進出が進まない新市場や新分野を対象として、経験豊富な拠点国と協力関係を構築し、企業紹介・マッチング等を実施。



#### 相手国政府と連携したPPPプロジェクトの組成

- ・我が国企業のPPPプロジェクトへの参入促進を図るため、競争入札を経ないプロジェクトの受注を可能とする二国間の枠組の具体的活用に向けた調査等を実施。

(この冊子は、再生紙を使用しています。)